

宮運整第255号の4
令和2年8月21日

宮城県自動車車体整備協同組合理事長 殿

国土交通省
東北運輸局宮城運輸支局長

自動車点検整備推進運動の実施について（依頼）

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、昨年の交通事故による死者数は3,215人、負傷者数は46万人と年々減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いています。

このような状況の中、大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発し深刻な状況となっており、バスについては、車齢の高い車両も数多く使用されているという現実の中で、火災事故も目立ってきていることをはじめ、車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生しているところです。

また、今や国産メーカーの製造する乗用車の約8割に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、先進安全技術を搭載した自動車が急増しています。これらの自動車には、カメラ、センサーなど数多くの電子装置が搭載されていますが、使用中の故障や不具合が発生し、予期せぬ事故やトラブルにつながった事例があることに留意する必要があります。

これらを踏まえ、車両の安全確保のためには予防的な点検・整備を確実に行うことが、ますます重要となっています。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、その実施状況は乗用車で6割程度に留まるなど、決して十分に実施されているとは言えない状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、別添の実施要領及び実施細目に基づき「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に推進することとしております。

特に令和2年9月1日から9月30日までの1ヶ月間を本運動の全国統一強化月間とし、これに加え、令和2年10月1日から10月31日までの1ヶ月間を東北運輸局管内の地方独自強化月間として、各取り組みを強力に推進することとしております。

つきましては、貴会（連盟、協会、組合）におかれましても、この趣旨をご理解のうえ、本運動へのご支援及びご協力をお願いいたします。

【担当】 東北運輸局宮城運輸支局 検査整備保安部門 眞島
〒983-8540 仙台市宮城野区扇町3丁目3-15
TEL022-235-2517（ガイダンス「2」）FAX022-235-9789